

はじめに

「自転車」は、子どもから大人まで誰もが手軽に活用することのできる移動手段として、私たちの生活に根ざしている乗り物です。

用途やライフスタイルに応じた様々な種類の自転車が日常的に利用されていますが、地球温暖化や大気汚染等が重要な社会的課題として注目されるにつれ、二酸化炭素や有害物質を排出しないクリーンな交通手段であることが改めて評価されるようになりました。そして、近年、観光振興や地域活性化、健康増進の手段等、様々な側面からその多様な価値に注目が集まっています。

国においては、平成29年5月には自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的とする「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には、この法律に基づく国の施策の基本計画として「自転車活用推進計画」が策定されました。

このような流れを受け、本県においても、自転車を通じた豊かな地域づくりを進めるため、令和2年3月に「鳥取県自転車活用推進アクションプログラム」を策定し、サイクリングルートの整備やサイクリスト支援体制「ダイジョウブシステム」の整備等、県内どこでもサイクリングが楽しめる環境づくりを推進するとともに、気軽に楽しめる生涯スポーツとしての自転車の普及促進、自転車利用者の交通マナーの啓発等、県内の自転車活用に係る機運醸成や安全・安心な自転車利用の促進に取り組んできました。

さらに、令和3年2月には、県内の自転車活用推進並びにサイクルツーリズム推進を図ることで関係人口の拡大、地域の活性化につなげることを目的として「鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議」を設置し、「サイクリストの聖地・鳥取県」の実現及び「鳥取うみなみロード」のナショナルサイクルルートの指定に向けて、官民が一体となって取組を進めています。

このような中、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年5月に国の「第二次自転車活用推進計画」が閣議決定されました。本県においても、令和2年に策定した「鳥取県自転車活用推進アクションプログラム」の理念や取組をさらに発展させ、自転車を取り巻く社会環境の変化に対応させながら、地域課題の解決の一つの手段として、県民や来訪者の積極的な自転車活用を推進するため、「第二次鳥取県自転車活用推進アクションプログラム」を策定しました。

自転車を通じて、社会環境と調和した健康的なライフスタイルを推進すると共に、障がい者や外国人を含む多くの人々が繋がりあい、私たちの地域の魅力が世界に拓かれていく社会を目指して、幅広い面で自転車活用を推進していきましょう。

計画の構成

第1章 計画策定の趣旨			
1 計画の区域	2 計画期間	3 計画の位置付け	4 計画推進に係る実施主体の役割分担
第2章 自転車を取り巻く現状と課題			
1 観光振興・地域活性化		2 環境負荷の低減・健康・スポーツ	
3 交通安全・安全利用		4 自転車利用環境	
第3章 計画の方向性			
1 基本理念		2 目標・目指す姿	
第4章 具体的な取組			
観光振興・地域活性化		【目標1】地域の魅力を拓くサイクルツーリズムの推進	
1 サイクルツーリズムを推進しよう			
(1)魅力ひろがるサイクリングルートの整備 (2)サイクリングで地域の魅力発信			
(3)多様なサイクリングイベントの開催 (4)安心サポート体制の充実			
(5)ガイド人材の育成 (6)公共交通機関の利用促進 (7)自転車がつなぐ世界との交流			
2 ナショナルサイクルルート「鳥取うみなみロード」の実現と進化			
(1)官民連携による推進体制の構築 (2)鳥取うみなみロード整備計画による整備推進			
(3)鳥取うみなみロードにおける受入体制の充実 (4)鳥取うみなみロードの魅力向上			
(5)鳥取うみなみロードの利用促進			
環境負荷の低減・健康・スポーツ		【目標2】環境にやさしく健康で活力に満ちたライフスタイルの実現	
1 自転車を日常生活に取り入れよう			
(1)環境にやさしい自転車ライフの促進 (2)自転車を活用した健康づくり			
(3)電動アシスト自転車の普及促進			
2 サイクルスポーツに親しもう			
(1)生涯スポーツの普及促進 (2)サイクルスポーツの普及促進			
3 障がいのある人も一緒にサイクルスポーツを楽しもう			
(1)障がい者スポーツの普及促進 (2)タンデム自転車の普及促進			
交通安全・安全利用		【目標3】命と未来を守る安全・安心な自転車ライフの推進	
1 交通ルールやマナーを守ろう			
(1)自転車の交通ルールの普及啓発 (2)交通安全意識の向上			
(3)交通安全に関する指導者の育成 (4)ドライバー等に対する交通安全意識の啓発			
2 安全への備えを大切にしよう			
(1)ヘルメットの着用促進 (2)保険加入の促進 (3)安全点検・防犯登録の推進			
自転車利用環境		【目標4】誰もが自転車を利用しやすい環境の整備	
1 自転車を利用しやすい環境づくりに取り組もう			
(1)自転車の走行空間の確保 (2)生活道路の安全対策 (3)自転車活用推進の全県展開			
(4)利便性の向上			
2 災害時の自転車活用を考えよう			
(1)災害時の自転車活用			
第5章 計画の管理・推進体制			
1 関係者との連携・協力		2 計画のフォローアップと見直し	
3 調査・研究、広報活動等		4 財政上の措置等	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の区域

鳥取県全域

2 計画期間

プログラムの計画期間は、令和7年度から令和11年度末までの5年間とします。

3 計画の位置付け

このプログラムは、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条に基づく、都道府県自転車活用推進計画とするとともに、県政の運営指針である総合戦略をはじめ、関連計画との連携を図り、本県における自転車活用推進に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するもので、市町村が自転車活用推進計画を策定する際の基本となるものです。

県政の基本方針

鳥取県将来ビジョン / 輝く鳥取創造総合戦略

自転車活用推進法に基づく、都道府県の自転車活用推進計画として位置づけ

鳥取県自転車活用推進アクションプログラム（第一次）

（令和2年度から令和6年度末まで）

第二次鳥取県自転車活用推進アクションプログラム

（令和7年度から令和11年度末まで）

関連計画

①観光振興・地域活性化	・ようこそようこそ鳥取県運動取組指針（令和6年度から令和9年度）
②環境負荷の低減 ・健康・スポーツ	・令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（令和2年度から令和12年度（令和3年度改訂）） ・鳥取県健康づくり文化創造プラン（第四次）（令和6年度から令和11年度） ・鳥取県スポーツ推進計画（令和6年度から令和10年度まで） ・鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）（平成29年9月1日施行）
③交通安全・安全利用	・鳥取県支え愛交通安全条例（平成28年10月14日施行）
④自転車利用環境	・鳥取県東部地域公共交通計画（平成29年度から令和8年度（令和6年度改訂）） ・鳥取県中部地域公共交通計画（令和7年度から令和11年度） ・鳥取県西部地域公共交通計画（令和5年度から令和10年度） ・鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年3月26日施行）



第二次自転車活用推進計画（令和3年度から令和7年度末まで）

4 計画推進に係る実施主体の役割分担

県民	自転車の有用性を理解するとともに、県や市町村、民間事業者の取組に積極的に参加する等、交通安全を遵守しながら、様々な場面で積極的な自転車の活用を実践する。
県	国や他の都道府県、市町村、民間事業者、県民等と連携・協働し、自転車活用推進に係る全県的な取組を推進する。
市町村	県をはじめ、観光協会、商工団体等、地域の多様な主体と幅広く連携・協働し、地域に根差した自転車活用推進に係る取組を推進する。
民間事業者	他の主体と連携を図りながら、民間活力等を活かして自転車活用推進に資する独自の取組を展開する。